

ま え が き

平成12年度に取り組みました業務の概要と、日ごろ積み重ねてきました研究成果をとりまとめ、「所報第41号」としてお届けいたします。ご一読いただき、当研究所に対するご理解とご意見およびご批判をいただければ幸いです。

平成12年5月には「循環型社会形成推進基本法」が成立し、地球環境問題、環境ホルモン、ダイオキシン問題等に加えて、地球環境を保全し、快適環境を次世代に引き継ぐための新たな取り組みが求められています。

平成12年10月には鳥取県西部地震が起こり、幸いにして人的被害は地震の規模に比べて少なかったですが、緊急災害時の危機管理体制の整備の必要性を強く感じたところでありました。

県民の健康と地域の環境を守るため、その科学的、技術的中核機関としての使命を認識し、複雑・多様化する行政需要に対応するため、絶えず機能を強化して、県民の期待に添えるよう努力をしまいたいと考えております。

さて、平成9年11月の「鳥取県衛生研究所整備基本計画」の策定以来取り組んでまいりました「鳥取県衛生環境研究所」の新築移転が平成14年7月には実現する運びとなりました。

建物は、持続可能な資源循環型社会システムにおける建築“エコロジー建築”を目標に、建設・運用・除去の建物の一生を通じて環境への負荷を可能な限り低減した環境にやさしい施設、設備を備えております。

また、基本計画に盛り込まれた「全県的な課題や県政の重要課題に対応した調査研究」、「高度な技術や充実した設備の必要な行政検査」、「環境教育、学習のリーダーや行政機関等に対する研修指導」、「衛生・環境情報の収集・提供」の4つの機能を十分に果して行くよう、開かれた研究所として県民の皆様と関係各位のご意見をいただきながら、鳥取県を更に住み良くするため、所員一同努力をしまいたいと考えておりますので、ご理解とご支援をよろしく申し上げます。

平成13年11月

鳥取県衛生研究所

所長 本 田 達之助